

近江鉄道パートナーズクラブ会則

2026年7月23日改正

第1条（名称）

本会は、近江鉄道パートナーズクラブと称します。

第2条（事務所）

本会事務局は、近江鉄道株式会社（以下「当社」）内に設置します。

第3条（目的）

本会は、沿線地域の魅力を発掘し、発信していくとともに、地域住民との協働を図りながら沿線地域の発展に寄与することを目的として、次に掲げる活動を行います。

【発掘（見つける）】

近江鉄道沿線地域の魅力的な場所やものなどを見つけ出す

【発信（広める）】

近江鉄道で出かけるきっかけとなるような沿線地域の魅力を広める

【協働（応援する）】

沿線地域に住んでいる住民と近江鉄道がつながるだけではなく、住民と住民同士がつながることができるような仕組みをつくっていく

第4条（定義）

「会員」：本会への入会申込をして当社が入会を認めた者をいい、区分は次に定めるとおりとします。

名称	対象	備考
エンジョイメンバー	LINE アプリ友だち登録者 全員	
応援メンバー	LINE アプリ友だち登録者 かつ会費納入者に限る	未成年者(18 歳未満)は保 護者の同意が必要

2 「会員証」：当社が会員に対して発行する電子データをいいます。

第5条（入会）

会員については、本会則をご承諾のうえ、本会所定の方法により入会申込みをされた方（応援メンバーにあっては本会所定の入会金の支払いをされた方に限る）を会員とします。ただし、申込者が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める暴力団並びにその関係団体、をいう。）の組員、構成員、もしくは関係者で

あると当社が認めた場合は入会を取消することができます。

2 会員は、入会申込みの時点で本会則に同意しているものとします。

第6条（入会金）

本会の会費は、会員の種別に応じて次のとおり定めます。また、会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、本会は、別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。

名称	金額（入会時）	備考
エンジョイメンバー	無料	
応援メンバー	一口2,000円～	

2 応援メンバーは、前項に定める金額を入会時に支払うものとします。

3 本会は、理由の如何を問わず、一旦納入された入会金を会員に対して返却いたしません。

4 第1項の会費等の支払いに必要な振込手数料その他の費用が会員負担となることがあります。

第7条（会員資格）

会員資格の有効期間は定めません。ただし、本人より退会の意思表示された場合または第11条の定めにより会員資格を喪失した場合を除きます。

第8条（会員特典）

本会の会員特典を次のとおりとします。

- ① 会員証の発行（電子データによる配付）
- ② 会員証提示による協賛店舗・施設等における特典（近江鉄道線にご乗車いただき来店することを前提にする）
- ③ 本会事務局が別途定める特典
- ④ 応援メンバーのみの特典 地域のにぎわいづくりに関するイベントへの参加

第9条（会員証）

本会の会員証の使用については、以下各号のとおりとします。

- ① 会員証を譲渡または貸与することや、会員ご本人さま以外の使用はできません。
- ② 会員証を紛失した場合は、直ちに事務局宛に連絡するものとします。
- ③ 紛失した会員証は無効となり、原則再入会が必要となります。

第10条（地位の譲渡等の禁止）

会員は、会員としての地位を、いかなる第三者に対しても、譲渡、使用許諾、又は担保に

供する等の行為はできません。

第11条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員資格を失います。

- ① 会員証を第三者に譲渡したり、貸与したりまたは担保に提供したとき。
- ② 会員が本会則に違反したとき。
- ③ 会員登録手続きに際し、申込情報に虚偽があったとき。
- ④ 会員が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者・構成員であることが判明した場合。
- ⑤ 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求、脅迫的な言動や暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計・威力を用いて、ほかの会員や当社の信用を毀損し、業務を妨害する行為、その他これらに類する行為を行ったとき。
- ⑥ その他本会との信頼関係を著しく損なう行為等を行ったことにより、本会が会員資格を取り消したとき。

第12条（会員情報の収集・利用・提供及び登録に関する同意）

本会は、別途当社ウェブサイトで公表する「個人情報保護方針」で定める条項に従い、次の目的で会員の個人情報を利用するものとします。

- ① 第3条の目的を達成するための、郵便物、電子メール、電話による連絡及び情報提供
- ② 本会に関する商品、賞品、情報、サービス等の提供、および郵送
- ③ 統計データによる市場調査

2 本会は、当社並びに当社または本会の委託先に本会に関する業務の一部を委託し、必要な範囲で個人情報を提供することがあります。

第13条（会則の改正）

本会則は必要に応じて見直しを行い、改正する場合はその内容と時期を当社ウェブサイトにて掲載します。

第14条（自己責任の原則）

会員は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、本会に対して何等の迷惑又は損害を与えないものとします。

- 2 本サービスの利用に関連して会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者との間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
- 3 当社は、本会及び本サービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、いかなる

責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

- 4 当社以外の第三者が、本会に関連して提供するサービス等の利用に関して会員が損害を受けた場合、当社は、いかなる責任をも負わず、一切の損害賠償義務から免れるものとします。
- 5 会員の都合によって公式LINE 登録が行われず、連絡が行き届かないなどの不都合が生じた場合には一切の責任を負いかねます。

第15条（禁止事項）

会員は、下記の行為を行わないものとします。

- ① 本会及び本会より提供を受けるサービス、商品、特典等を利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為。
- ② 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為。
- ③ 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれがある行為。
- ④ 第三者もしくは他の会員になりすまして本会に入会したり利用したりする行為。
- ⑤ 会員証、会員番号、パスワード等を第三者に貸与、譲渡、担保提供する行為。
- ⑥ 当社又は第三者を誹謗中傷する行為並びにそのおそれがある行為、及び当社又は第三者に不利益を与える行為並びにそのおそれがある行為。
- ⑦ 本会の運営を妨げるような行為。
- ⑧ 前各号の他、本会則、法令又は公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれがある行為。
- ⑨ 前各号の行為を第三者に行わせる行為。

第16条（本会の終了）

当社は任意に本会を終了することができるものとします。このとき、別途定める場合を除き、本会終了時において会員の特典は取り消され、未使用の特典の使用も中止されます。当社は、本会の終了にあたり、未使用の特典に替わる金品、代替措置、その他の提供義務、入会金、その他の払い戻し義務、補償義務等を負うものではありません。

- 2 本会を終了する場合は、その3ヵ月前までに会員に告知いたします。
- 3 前一項の場合、本会及びサービスの利用により会員又は第三者が被った損害等に関し、当社は、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第17条（特定の会員へのキャンペーン）

居住地その他本会への参加条件の違いにより、特典、その他のキャンペーン特典を、特定

の会員にのみ提供する場合があります。

第18条（専属管轄）

当社及び会員は、当社と会員との間で本規約、本会及びサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所をもって、専属的合意管轄裁判所とします。

第19条（その他）

本会則に定めのない事項および業務遂行上必要な事項は、必要に応じ本会事務局が定めることといたします。

第20条（施行）

- 1 この会則は、2020年12月1日から施行する。
- 2 2022年4月1日改正
- 3 2023年4月1日改正
- 4 2024年4月1日改正
- 5 2026年7月23日改正

（事務局）

滋賀県彦根市駅東町15 番地1

近江鉄道株式会社 鉄道部

電話番号 0749-22-3303

アドレス mirai@ohmitetudo.co.jp